事 務 連 絡 令和 2 年 3 月 2 4 日

各都道府県民生主管部 (局) 長殿

厚生労働省社会·援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の 運用に関する問答集(vol.2)について

「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」(令和2年3月11日付け社援発0311第8号厚生労働省社会・援護局長通知)の運用における問答については、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答集について」(令和2年3月13日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)により、お示ししたところであるが、問答に一部追加等を行い、別添のとおりお示しする。

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の 運用に関する問答

- ※ 下線は、新たに追加等を行った部分。
- 問 1 収入の減少について、「新型コロナウイルス感染症の影響」であることの確認はどのように行うべきか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症による収入の減少による家計への影響は様々であること から、一律に基準を設け、画一的な貸付を行うことは馴染まない。
- 各地域の市町村社会福祉協議会において、相談を受ける中で、休業や失業等に至った ことと新型コロナウイルス感染症との関係などを丁寧に聞き取り、必要な内容を借入申 込書に記載していただいた上で、それぞれのお困りの状況等を踏まえ、柔軟な運用を行っていただきたい。
- なお、確認に当たっては、確認書類の提出を求める必要はないので、相談者が貸付の 申込を行うに当たって、負担が生じないよう、配慮いただきたい

問2-1 収入の減少について、どのように確認を行うべきか。

(答)

- 収入の減少については、これまでの総合支援資金の取扱いなども参考に、給与明細書 や預金通帳等により新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の給与の状況を確 認することが想定される。
- 〇 失業状態についても、従来どおり離職票等により確認を行うことが考えられる。
- 問2-2 収入の減少の程度は要件に関わるか。

(答)

- 貸付の要件において、収入の減少の程度は問わない。
- <u>問2-3 収入減少の程度について、独自に定める額や割合以上としたり、一時的に生計</u> の維持が困難となった理由を限定的に捉えるなどといった運用として良いか。

(答)

○ 緊急小口資金は、「生活福祉資金貸付制度要綱」において、「会社からの解雇、休業等

による収入減のため生活費が必要なとき」や、「その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき」など幅広い理由を認めた上で、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付けるものと定められており、一律に一定額・割合以上の収入減少の程度をもって貸付の決定を行ったり、貸付の理由を限定したりすることは不適当である。

- <u>〇 特例措置による貸付の相談に訪れる方は、様々な生活状況の中で、それぞれの困り事</u>を抱えていることから、その状況を丁寧に聞き取り、柔軟に貸付を行っていただきたい。
- <u>〇 なお、総合支援資金についても同様に、個々の状況を踏まえて、柔軟に貸付を行って</u> いただきたい。
- 問3 今般の特例措置による貸付以外の支援施策との関係性如何。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた政策パッケージにおいては、本貸付以外にも雇用調整助成金の拡充等が行われているが、これらの施策の対象となっているか否かにかかわらず、生活に必要な費用を賄えないと認められる場合には本貸付の実施を検討されたい。
- 問4 緊急小口資金の貸付上限に係る特例である20万円以内は、どのような場合に適用 されるのか。

- 緊急小口資金の貸付上限額は、本則10万円以内としているところ、災害時の特例に おいては、かかりまし経費に対応するため、特に必要な場合に、20万円以内に引き上 げる措置をとっており、具体的に「特に必要な場合」とは、災害被害の観点から、世帯 員の中に死亡者がいる場合等となっている。
- 今般の特例措置においては、災害時の特例や新型コロナウイルス感染症の社会的影響 を踏まえて設定を行うものであり、具体的には、次の場合を例として、20万円以内で 貸付を行うことができることとしている。
 - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
 - イ 世帯員に要介護者がいるとき。
 - ウ 世帯員が4人以上いるとき。
 - エ 世帯員に i 又は ii の子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
 - <u>オ</u>世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用 が不足するとき
 - カーアからオまでに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。

問5 緊急小口資金の貸付上限額を20万円以内に引き上げることができる例として、 「新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子」等 の「世話を行うことが必要となった労働者がいるとき」を定めていることの趣旨如何。

(答)

- お尋ねの点については、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校に通う子の保護者が休職し、休職による収入減少のために、かかりましの資金需要が生じる場合を想定している。
- なお、労働施策において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、今般新たに、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されるところである。
- O なお、当該助成金においては、雇用労働者と一部の非雇用者が対象とされているところである。

問6 削除

問7 特例措置における緊急小口資金と総合支援資金の重複貸付の取扱如何。

(答)

- 重複貸付については、資金の性格から判断して貸し付けられるものとされているが、 今般の特例措置においては、まず収入減少があった場合に、緊急小口資金により対応し、 なお、収入の減少が続いたり、失業等となり、生活に困窮し、日常生活の維持が困難と なった場合に総合支援資金により対応することを想定している。
 - ※ 当初から総合支援資金の貸付を行うことを阻むものではない。
- なお、緊急小口資金の貸付を受けた後、総合支援資金の貸付を受ける場合、償還の負担の観点からは、緊急小口資金の償還を終えていることが望ましいが、収入の減少や失業等により、緊急小口資金の貸付金の償還が困難な場合には、償還途中のまま、総合支援資金の貸付を行って差し支えない。

問8 特例措置における再貸付の取扱如何。

- 本則と同様の取扱となる。
- すなわち、借受人の自立更生を促進するために特に必要があると認められる場合など

に限り、特に借受世帯の償還能力を勘案し貸し付けるものである。

- 問9 貸付事務にあたり、事務費として、次の経費を計上して良いか。
 - ① 市町村社会福祉協議会への委託費(貸付の相談等に対応する職員に係る経費等)
 - ② マスクや消毒液の購入費用
 - ③ 貸付窓口における円滑な誘導等を行うための警備員の人件費や警備委託費

(答)

O いずれも差し支えない。

問10 相談窓口について、一定の曜日や時間に限って良いか。

(答)

- 緊急小口資金等の特例貸付の申込にかかる受付開始日については、「緊急小口資金等の特例貸付の申込にかかる受付開始日について(周知)」(令和2年3月13日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)により、3月25日(水)より借入の申込みを受け付けることができる体制を整えていただくようお願いしている。
- 受付開始日以外の対応については、窓口となる各社会福祉協議会の事情等を踏まえて、 個々に検討していただいて差し支えないが、相談者の利便性等に配慮していただくよう お願いする。

問11 自営業者の事業にかかる運転資金として貸付を行って良いか。

(答)

- 本貸付は、あくまでも生活再建までの間に必要な生活費用を貸し付けるものであり、事業の運転資金を貸し付けるものではない。
- 事業の資金繰りについては、「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」等の利用が 考えられるので、日本政策金融公庫等が設置する相談窓口を紹介されたい。

(経済産業省HP)中小企業・小規模事業者向け相談窓口

https://www.meti.go.ip/covid-19/sodan madoguchi.html

問12 緊急小口資金の貸付上限について、「世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の 罹患者等がいるとき」とされているが、診断書の提出を求める必要があるか。

- O 必ずしも診断書の提出を求める必要はなく、本人からの申し出等によることで差し支 えない。
- 問13 緊急小口資金の貸付上限について、世帯員に、「新型コロナウイルス感染症拡大 防止策として、臨時休業した小学校等に通う子」及び「風邪症状など新型コロナウイ ルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子」の世話を行うことが必要となった 労働者がいるときとされているが、具体的な取扱を示されたい。

(答)

- 本取扱については、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の 取扱を踏まえたものであり、具体的には、以下のとおりである。
- 〇 「臨時休業等」の取扱

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合が対象となる。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外となる(ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となる。)

- 〇 「小学校等」の範囲
 - ・ 小学校 、義務教育学校 小学校課程のみ、各種学校 幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。)、特別支援学校(全ての部)
 - ※ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校(後期課程)、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)等も含む。

 - · 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等
- 「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子」に 該当する者
 - 新型コロナウイルスに感染した者
 - 発熱等の風邪症状 が見られる者
 - 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者
- 問14 総合支援資金の貸付においては、原則として、生活困窮者自立支援法の自立相談 支援事業等による支援を受けることを要件としているが、どのような場合が例外に該 当するのか。

- 本則の取扱と同様である。
- すなわち、相談者の自立に向けた見通し(償還見込み)が立っており、例えば、既に

就職が決まっている(内定している)もしくは見込まれる者について初回までの給与までの生活費が必要な場合や、就職しているが病気等による一時的な収入減もしくは一時的な支出増のため、資金が必要となる場合など、貸付の実施を中心とした取組のみで相談者の課題が解決し、就労支援やその他の支援の必要性が小さい場合が想定される。

- この場合においても、相談者の置かれている状況を勘案し、この要件を機械的に判断 することのないよう、相談者の自立支援に主眼を置いてご判断いただくことが重要であ る。
- 問15 従前の貸付要件に基づいて緊急小口資金や総合支援資金(生活支援費)の貸付を 受けている者が、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し償還が困難に なっている場合、今般の特例措置における償還免除の取扱の対象となるか。

(答)

- 今般の特例措置については、
 - ・ 相談の受付を開始した令和2年3月25日以降の借入申込
 - ・ 令和2年1月16日から同年3月24日までの借入申込のうち、契約内容の変更があったもの
 - <u>に対して適用され、令和2年1月15日以前の借入申込に基づく貸付に対しては適用され</u>ない。
- <u>○ ただし、令和2年1月15日以前の借入申込に基づく貸付のうち、貸付対象者が今般の特例の要件に該当する場合は、緊急小口資金等について、新たに貸付を受けるとともに、</u> 従来の貸付分について、償還の猶予を行うことは可能であることに留意願いたい。
- (参考)「生活福祉資金貸付制度要綱」(「生活福祉資金の貸付について」(平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知)(抜粋)
 - 第14 貸付金の償還猶予
 - 1 都道府県社協会長は、借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事由により償還期限までに貸付元利金を償還することが著しく困難になったと認められるときは借受人又は連帯保証人の申請に基づき貸付元利金の償還を猶予することができる。
- 問16 貸付利子が無利子となる等の特例措置を踏まえた、母子父子寡婦福祉貸付金との 優先関係の取扱如何。

(答)

○ 生活福祉資金は、他制度優先を原則としているところ、今般の特例措置により、総合 支援資金(生活支援費)が無利子となる一方で、母子父子寡婦福祉貸付金の利子は、保 証人がいない場合、有利子となっている。

- <u>〇</u> 他制度優先の取扱については、今般の特例措置の趣旨である生活に困窮された方へのセーフティネットの強化の観点から、生活福祉資金貸付制度を優先して貸し付けて差し支えない。
 - ※ 参考資料参照
- 問17 新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト収入が減少している学生に 対して貸付を行うことは可能か。

(答)

- 特例貸付は、従前と同様に、世帯に対して貸付を行うものであり、
 - 雇用形態がアルバイトかどうか
 - 身分が学生かどうか

に関わらず、相談者の世帯が、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等に より生計維持のために貸付を必要としている場合であれば、貸付対象となる。(緊急小 口資金、総合支援資金ともに同様の取扱。)

○ なお、未成年者で婚姻していない場合には、親権者または後見人の同意が必要である。

(参考) 各制度の貸付要件

	生活福祉資金貸付制度(特例措置)		母子父子寡婦福祉資金貸付(生活安定貸付)	
	<u>緊急小口資金</u>	<u>総合支援資金費</u>	ひとり親になって間もな い期間中の生活安定資金	失業期間の生活安定資金
貸付対象者	新型コロナウイルス感染	新型コロナウイルス感染	母子家庭の母、父子家庭	母子家庭の母、父子家庭
	症の影響を受け、休業等に	症の影響を受け、収入の減	<u>の父のいずれかであっ</u>	<u>の父、寡婦のいずれかで</u>
	より収入の減少があり、緊	少や失業等により生活に	て、母子家庭等となって	あって、離職後1年以内
	急かつ一時的な生計維持	困窮し、日常生活の維持が	間もない(7年未満)者	<u>の者</u>
	<u>のための貸付を必要とす</u>	困難となっている世帯		
	<u>る世帯</u>			
貸付上限	学校等の休業、個人事業	(二人以上) 月 20 万円以	生活安定期間中	失業期間中(離職後1年
	主等の特例の場合、20万	<u>内</u>	<u>月10.5万円以内</u>	<u>以内)</u>
	<u>円以内</u>	(単身) 月 15 万円以内	(上限252万円)	<u>月10.5万円以内</u>
	その他の場合、10万円以	貸付期間:原則3月以内		
	<u>内</u>			
据置期間	<u>1 年以内</u>	<u>1 年以内</u>	6ヶ月	6ヶ月
<u>償還期限</u>	2 年以内	10 年以内	8年以内	<u>5年以内</u>
貸付利子	無利子	無利子	•保証人有 無利子	·保証人有 無利子
			- 保証人無 年1.0%	•保証人無 年1.0%